第 72 号

熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例の制定について 熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。 令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例

熊本県産業技術センター条例(昭和27年熊本県条例第42号)の一部を次のように改 正する。

別表化学試験・化学加工設備の項中「3,820円」を「3,910円」に改め、同表 食品試験・食品加工設備の項中「6,050円」を「6,090円」に改め、同表機械試 験・機械加工設備の項中「140円以上3,790円以下」を「150円以上6,040 円以下」に改め、同表金属試験・金属加工設備の項中「190円以上4,280円以下」 を「200円以上5,460円以下」に改め、同表電気試験・電気加工設備の項中「17 0円以上1,860円以下」を「200円以上1,900円以下」に改め、同表有機薄膜 試験・有機薄膜加工設備の項中「180円以上6,020円以下」を「320円以上6, 060円以下」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

熊本県産業技術センターの設備の導入及び設備使用料の算定に係る経費の単価の見直し に伴い、使用料の額を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。